
◇◆◇　羽切特許事務所　メールマガジン　◇◆◇

このメルマガは当事務所とお取引きいただいている皆様、または当事務所とご面識のある皆様にお届けしています。
知的財産に関する基礎知識や最新の法改正情報など、実務上お役に立つと思われる情報をピックアップして、送らせて頂きます。
メルマガ配信をご希望でない場合は、誠に恐縮ですが、下記アドレスまでお知らせください。
hagiripo@hagiripo.com

―　知財担当者のためのメルマガ　―――――――――――――――

２０２６年１１月号

┌――――――――――――――――――――――――――――――――
｜　◎本号のコンテンツ◎
｜
｜　☆知財講座☆
｜（５８）「容易の容易」は容易でない？
｜
｜　☆ニューストピックス☆
｜
｜　■特許権侵害訴訟に関する統計を公表（知財高裁）
｜　■「バンドスコア」模倣し公開、賠償命令が確定（最高裁）
｜　■「ちぃたん☆」めぐる裁判、須崎市に賠償命令（知財高裁）
｜　■「未来のレモンサワー」が動的意匠を取得（アサヒビール）
｜　■ノーベル化学賞、砂合憲三・東京理科大学名誉教授が受賞
└――――――――――――――――――――――――――――――――

知的財産高等裁判所は、「特許権の侵害に関する訴訟における統計（東京地裁・大阪地裁、平成 28 年～令和 7 年）」を公表しました。
それによると、和解により終局した訴訟のうち、約８割で原告（特許権者）の訴えが何らかの形で認められています。認容判決（勝訴判決）と合わせると、特許権侵害訴訟の約半数が実質的な原告（特許権者）勝訴といえることが分かりました。

知財基礎講座

（５８）「容易の容易」は容易でない？

【質問】

特許庁での審査において、従来から公知の技術に基づいて簡単・容易に発明できたものであるかどうか、という進歩性が検討・判断される際、「『容易の容易』は『容易でない』＝『進歩性を有する』と主張できる」という説明を受けたことがあります。これはどのようなことなのでしょうか？

【回答】

「容易の容易」と呼ばれるのはどのようなことなのか、そして、なぜ、「『容易の容易』は『容易でない』＝『進歩性を有する』」と言われることがあるのか解説します。

＜どのようなときが「容易の容易」といわれるのか＞

進歩性の検討・判断では、先行技術の中から論理付けに最も適した一の引用発明を選んで主引用発明とし、主引用発明と本願発明との間の一致点、相違点を認定した上で、相違点に関して、副引用発明などを主引用発明に適用して、当業者が、本願発明に容易に到達する論理付けができるか否かが判断されることになっています（特許審査基準）。

この時に、相違点を克服する過程が二段階の変更を要する場合、すなわち、主引用文献記載の主引用発明に第一副引用文献記載の第一副引用発明を適用することで生じた課題を解決するために、第二副引用文献記載の第二副引用発明を適用するという二段階を経ることで相違点が克服されるというときが「容易の容易」と称されます。

＜「『容易の容易』は容易でない＝進歩性を有する」とされることはあるのか？＞

容易想到性の論理付けが一段目の変更で生じた課題を解決するために二段目の変更を行うものになっているとして紹介される判決に、例えば、以下の２件があります。それぞれで以下のような判示がされています。

平成 26 年（行ケ）第 10079 号「窒化ガリウム系発光素子」事件

（知財高裁　平成 26 年 11 月 26 日判決言渡）

「甲１の一般式の中から、ＡＩＮを選択することを想到した上で、ＡＩＮを保護膜として使用した場合に、大気雰囲気中の水分と反応することにより、分解し、変質するとの課題があることに着目し、更にそれを解決するための構成としてＡｌ$_2$Ｏ$_3$により構成されるパッシベーション膜を採用するというのは、引用発明から容易に想到し得たものを基準にして、更に甲２記載の技術を適用することが容易であるという、いわゆる『容易の容易』の場合に相当する。そうすると、引用発明に基づいて、相違点２及び３に係る構成に想到することは、格別な努力が必要であり、当業者にとって容易であるとはいえない（・・・）。」

平成 27 年（行ケ）第 10149 号「平底幅広浚渫用グラブバケット」事件

（知財高裁　平成 28 年 8 月 10 日判決言渡）

「当業者は、引用発明１において、・・周知例２に開示された・・構成を適用し、相違点２に係る本件発明の構成のうち、『シェルの上部にシェルカバーを密接配置する』構成については容易に想到し得たものと認められる。しかし ながら、・・シェルの上部に空気抜き孔を形成するという周知技術３は、シェルの上部が密閉されていることを前提として、そのような状態においてはシェル内部にたまった水や空気を排出する必要があり、この課題を解決するための手段である。・・当業者は、前記のとおり引用発明１に周知例２に開示された構成を適用して『シェルの上部にシェルカバーを密接配置する』という構成を想到し、同構成について上記課題を認識し、周知技術３の適用を考えるものということができるが、これはいわゆる『容易の容易』に当たるから、周知技術３の適用をもって相違点２に係る本件発明の構成のうち、『前記シェルカバーの一部に空気抜き孔を形成』する構成の容易想到性を認めることはできない 。」

＜「容易の容易」は容易でない＝「進歩性を有する」と言い得る？＞

前記で紹介した判決のように、第一段階の「容易」に第二段階の「容易」を積み重ねることから「容易の容易」と呼ばれます。

このような「容易の容易」を「容易である」＝「進歩性が欠如している」とすると、「容易」を積み重ねることにより容易想到性の範囲が無限に広がるおそれがあります。

そうなると、誰にも先駆けて新規な発明を公開（＝特許出願）した者に独占排他権である特許権を与えて発明を保護するという特許法の目的が達成できなくなるおそれがあります。

そこで、「『容易の容易』は『容易でない』＝『進歩性を有する』と言い得る」という考え方が登場する余地があり、進歩性判断における容易想到性の論理付けで、「容易の容易」は「容易でない」＝「進歩性を有する」と主張して特許成立を目指すことが可能です。

このため、「『容易の容易』は『容易でない』＝『進歩性を有する』」について検討された裁判例がいくつかあります。しかし、そのほとんどで進歩性は否定されています。つまり、「『容易の容易』に該当するから進歩性がある。」と判断されている例は多くありません。

前記で紹介した２件の判決には上述した判示がありますが、判決文全体を検討すると、「容易の容易」のみで進歩性の存在を肯定したものではない、と考えられています。

そこで、「容易の容易」は容易でない＝「進歩性を有する」という主張は一見するとわかりやすい主張なのですが、特許出願で審査を受けている発明の進歩性を主張する際に、この主張に過度に依拠するのは望ましくない、と考えられています。

＜本願発明と主引用発明との間の一致点・相違点の認定が大切＞

「『容易の容易』と考えられるのではないか」と判断してしまうような事情は、審査を受けている発明（＝本願発明）と主引用発明との間の一致点、相違点の認定をどのように行っているかにかかるところが大きいように思われます。

この点で参考にされるものに以下の判決があります。

平成 29 年（行ケ）第 10087 号「建築板」事件（知財高裁　平成 30 年 5 月 14 日判決言渡）

「本件発明と主引用発明との間の相違点を認定するに当たっては、発明の技術的課題の解決の観点から、まとまりのある構成を単位として認定するのが相当である。かかる観点を考慮することなく、相違点をことさらに細かく分けて認定し、各相違点の容易想到性を個々に判断することは､本来であれば進歩性が肯定されるべき発明に対しても、正当に判断されることなく、進歩性が否定される結果を生じることがあり得るものであり、適切でない。」

「拒絶理由通知は『容易の容易』という考え方で本願発明の進歩性を否定しているのではないか」という考えが頭に浮かんできたときに

は、もう一度、慎重に、本願発明と主引用発明との間の一致点・相違点の認定を行うことが大切になります。

　このような問題は簡単ではないので、専門家である弁理士に相談してアドバイスを求めることをお勧めします。

■ニューストピックス■

●特許権侵害訴訟に関する統計を公表（知財高裁）●

　知的財産高等裁判所は、「特許権の侵害に関する訴訟における統計（東京地裁・大阪地裁、平成 28 年～令和 7 年）」を公表しました。
https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/2025_sintoukei_H28-R7.pdf

　平成 28 年～令和 7 年に東京地裁・大阪地裁において、判決または和解により終局したケースは合計 715 件でした。そのうち 523 件（約 73.1%）が判決で終局し、192 件（約 26.9%）が和解により終局しています。

　判決に至ったケースのうち、認容判決は 161 件（約 23%）でした。認容判決とは、原告の請求を正当と認める判決で、原告にとって「勝利判決」となります。棄却は 334 件（47%）でした。

　和解のうち、153 件（約 80%）は、差止及び又は金銭給付が認められています。したがって、和解のうち、約 80%は実質的に「勝訴的和解」といえます。

　和解の内容（差止給付条項・金銭給付条項の有無）を見ると、①差止給付条項・金銭給付条項あり（64 件）、②差止給付条項のみあり（15 件）、③金銭給付条項のみあり（74 件）となっており、この３つと認容判決を合算すると、終局したケース 715 件の中の 44%が原告（特許権者）の訴えが何らかの形で認められています。つまり、約半数が原告（特許権者）の実質的勝訴ということになります。

　また、近年、判決で 1 億円以上の損害額が認容される件数は増加傾向にあり、平成 28 年から令和 7 年までの累計では 38 件でした。

　和解において支払うことが約された金額についても、1 億円以上の支払額が約された件数は、平成 28 年から令和 7 年までの累計で 30 件でした。

＜判決により終局した件数：523 件（全ケースの中の約 73.1%）＞

内訳	件数（全ケースの中の割合）
認容	161 件（23%）
棄却	334 件（47%）
却下	11 件（2%）
債務不存在確認認容	14 件（2%）
債務不存在確認棄却	3 件（0.4%）

※認容には一部認容を含む。
※債務不存在確認棄却には一部棄却を含む。
※債務不存在確認棄却は、平成 29 年からの数値である。平成 28 年の債務不存在確認棄却は、棄却に含まれる。

＜和解により終局した件数： 192 件（全ケースの中の約 26.9%）＞

内訳	件数（和解で終了したケースの中の割合）
差止給付条項・金銭給付条項あり	64 件（33%）
差止給付条項のみあり	15 件（8%）
金銭給付条項項のみあり	74 件（39%）
差止給付条項・金銭給付条項なし	39 件（20%）

●「バンドスコア」模倣し公開、賠償命令が確定（最高裁）

バンド演奏用の楽譜「バンドスコア」を販売する出版社が、「楽譜を模倣され無料で公開された」とウェブサイトの運営会社に損害賠償を求めた裁判で、最高裁判所は、「自由競争の範囲を逸脱して営業上の利益を侵害した」として、賠償責任を認め、約 1 億 6900 万円の賠償を命じた２審判決が確定しました。
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-97135.pdf

「バンドスコア」とは、バンドが演奏するギターやドラム、ボーカルなどを聞き取って楽譜に書き起こすもので、曲自体とは異なり、「創作的表現」に当たらず、著作権法で保護される対象ではありません。

裁判では、こうした保護対象ではない表現物の無断利用を巡り、民法上の賠償責任が認められるかどうかが争点となりました。1 審では出版社の訴えを退けたのに対し、2 審は出版社の営業上の利益が侵害されたとして、約 1 億 6900 万円の賠償を命じました。

最高裁判決では、「被告側は少なくとも約 6 年半にわたり、579 曲分を模倣しており、楽譜制作に要するはずだった多大な費用負担を免れた」と指摘。そのうえで、「バンドスコアのような著作物ではないものを利用する場合、自由競争の範囲を逸脱して営業上の利益を侵害した場合、不法行為にあたる」とする初めての判断を示しました。

●ゆるキャラ「ちぃたん☆」裁判、 須崎市に賠償命令（知財高裁）

高知県須崎市のマスコットキャラクター「しんじょう君」に類似したキャラクター「ちぃたん☆」を運営するプロダクションが、市から著作権の侵害だと言われ、営業を妨害されたとして約 4300 万円の賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、知財高裁は、妨害行為を認めた一審・東京地裁判決に続き、賠償を命じました。市に約 780 万円の支払いを命じた１審判決を変更し、賠償額を約 1880 万円に増額しました。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-97155.pdf

「しんじょう君」は、2013 年に誕生した須崎市のキャラクターで、2016 年のゆるキャラグランプリで優勝。須崎市が商標登録第 5978539 号で商標登録しています。一方、「ちぃたん☆」は、同じデザイナーが手がけた秋葉原観光推進協会の公認キャラクターで、「ちぃたん☆」を運営するプロダクションが商標登録しています（商標登録第 6424587 号）。市は 2019 年の記者会見で、「ちぃたん☆」の着ぐるみについて、「無断制作による著作権侵害だ」とする見解を表明しました。

高裁判決は、「ちぃたん☆」の着ぐるみを「しんじょう君」に似せて製作したいとのプロダクション側の意向について、市の担当者は把握していたと指摘。１年以上も使用中止などを求めなかったことなどを踏まえ、「黙示的に使用を許諾した」と判断しました。

その上で、「市側が著作権侵害とする見解を表明したのは、プロダクション側が無断で「ちぃたん☆」の活動を行っているとの虚偽の事実を告知する行為にあたる」と指摘。プロダクション側が失った取引の機会を１審よりも広く認め、賠償額を２倍以上に増額しました。

市側は、2 審判決を不服として、最高裁判所に上告しました。



（商標登録 5978539 号）



（商標登録第 6424587 号）

●「未来のレモンサワー」が動的意匠を取得（アサヒビール）

アサヒビール株式会社は、アルコール缶飲料「未来のレモンサワー」の「レモンスライスが浮き上がる一連のプロセス」が、物の動きを保護する「動的意匠」として特許庁に登録されたと発表しました。（意匠登録第 1833581 号）。

https://www.asahibeer.co.jp/news/2026/1019.html



動的意匠とは、物品の形状等がその物品の機能に基づいて変化する意匠であって、その変化の状態が、静止状態から予測の付かない形状、模様や色彩へと変化するように仕組まれたデザインを、変化の前後を一つの出願で保護する制度です。

同社によると、形状のない液体がデザインとして認められた例は過去になく、飲料商品での動的意匠の取得は国内初としています。

●ノーベル化学賞、硤合憲三・東京理科大学名誉教授が受賞

2026 年のノーベル化学賞に東京理科大学名誉教授の硤合（そあい）憲三氏が選ばれました。パリ・サクレー大学のアンリ・カガン名誉教授との共同受賞。
https://www.nobelprize.org/prizes/chemistry/2026/press-release/

授賞理由は「不斉有機合成における非線形効果と自己触媒作用の発見」。非対称な「鏡像」分子を巡る長年の謎を解明し、医薬品開発において重要な発見をもたらしたと高く評価されました。

また、硤合氏は発明者として多くの特許に名を連ねており、知的財産の創造と活用の重要性を改めて示しました。

日本人のノーベル賞は昨年、大阪大の坂口志文特任教授が生理学・医学賞、京都大・北川進特別教授が化学賞を受賞しており、個人では米国籍取得者を含め 31 人目。化学賞は 2 年連続 10 人目となります。

発行元： 羽切特許事務所
弁理士　 羽切 正治
〒102-0072　東京都千代田区飯田橋 4 丁目 6 番 1 号
21 東和ビル 4 階
TEL:03-5213-0611 FAX:03-5213-0677
E-mail：hagiripo@hagiripo.com
URL：https://hagiripo.com/

本メールマガジンの無断転載はご遠慮下さい。
本メールマガジンの記載内容については正確を期しておりますが、弊所は、利用される方がこれらの情報を用いて行う一切の行為について責任を負うものではありません。